

官報

平成九年五月十三日

第百四十回 衆議院會議録 第三十四号

平成九年五月十三日(火曜日)

議事日程 第二十号

午後一時開議

- 第一 河川法の一部を改正する法律案(石井紘基君外三名提出)
- 第二 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 河川法の一部を改正する法律案(石井紘基君外三名提出)
 - 日程第二 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

- 日程第一 河川法の一部を改正する法律案(石井紘基君外三名提出)
- 日程第二 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、石井紘基君外三名提出、河川法の一部を改正する法律案、日程第二、内閣提出、河川法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

河川法の一部を改正する法律案(石井紘基君外三名提出)及び同報告書
河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(市川雄一君登壇)
○市川雄一君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成九年五月十三日 衆議院會議録第三十四号

河川法の一部を改正する法律案(石井紘基君外三名提出)、河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

様な生物の生命をはぐくむ母胎であることにかんがみ、多様な河川環境を健全な状態に保全して将来の世代に引き継ぐことが現在の世代の責務であるという観点から、流域の自然的、社会的、文化的特性に応じて水系ごとに河川の整備、適正な利用、周辺環境の保全との調和がなされるよう総合的に施策を推進しようとするもので、水系ごとに水系委員会を設け、水系委員会及び地域住民等の意見を聞きながら、長期的な管理の方針である水系管理基本方針及び具体的な管理の計画である水系管理計画を定める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月六日本委員会に付託され、翌七日提出者渡辺周君から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、九日の委員会において質疑を終了し、討論、採決の結果、賛成少数をもって否決すべきものと議決した次第であります。

次に、内閣提出の河川法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、環境に配慮し、地域の実情に応じた河川の整備を推進するため、河川の総合的管理の内容の一つとして河川環境の整備と保全を位置づけるとともに、河川の整備に関し、長期的な整備の方針である河川整備基本方針と、具体的な整備の計画である河川整備計画を定め、後者について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させるための手続を導入することとするほか、異常高水時における水利調整の協議及び水利使用者相互間の水の融通を円滑化するための措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十八日本委員会に付託され、二十三日亀井建設大臣から提案理由の説明を聴取し、五月七日質疑に入り、九日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、本案に対し日本共産党から修正案が提出され、討論、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと

議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一、石井紘基君外三名提出、河川法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(伊藤宗一郎君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第二、内閣提出、河川法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明
○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、参議院送付、児童福祉法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣小泉純一郎君。

(国務大臣小泉純一郎君登壇)
○国務大臣(小泉純一郎君) 児童福祉法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

児童福祉法は戦後間もない昭和二十二年に制定されましたが、近年、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下、児童福祉法等の一部

児童福祉法等の一部

平成九年五月十三日 衆議院會議録第三十四号

児童福祉法等の一部を改正する法律案についての小泉厚生大臣の趣旨説明 児童福祉法等の一部を改正する法律案の趣旨説明

二

児童虐待の増加など、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。しかしながら、児童家庭福祉制度は、発足以来その基本的枠組みは変わっており、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑多様化に適切に対応することが困難になっているなど、今日、制度と実態のそがが顕著になってきております。

今回の改正は、こうした変化等を踏まえ、児童の福祉を増進するため、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次代を担う児童の健全な成長と自立を支援するため、児童家庭福祉制度を再構築するものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、児童保育施策等の見直しであります。まず、保育所について、市町村の措置による入所の仕組みを、保育所に関する情報の提供に基づき保護者が保育所を選択する仕組みに改めるとともに、保育料の負担方式について、現行の負担能力に応じた方式を、保育に要する費用及びこれを扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮した方式に改めることとしております。

次に、保育所は、地域の住民に対し、その保育に関する情報提供を行うとともに、乳幼児等の保育に関する相談、助言を行うよう努めなければならないこととしております。

また、放課後児童健全育成事業を社会福祉事業として制度化し、その普及を図ることとしております。

第二は、児童の自立支援施策の充実であります。

まず、教護院について、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童も入所の対象とし、児童の自立を支援することを目的とする施設に改め、児童自立支援施設に改称するとともに、養護施設の目的として児童の自立支援を図ることを明

確化し、児童養護施設に改称するなど、児童福祉施設の目的及び名称の見直しを図ることとしております。

次に、地域の相談支援体制を強化する観点から、保護を要する児童やその家庭に関する相談援助や指導、児童相談所等の関係機関との連絡調整を総合的に行うことを目的とする施設として、児童家庭支援センターを創設することとしております。

また、児童相談所が施設入所措置等を行うに当たって、その専門性や客観性の向上等を図るため都道府県児童福祉審議会の意見を聞くこととするなど、児童の意向等を聴取することとしております。

第三は、母子家庭施策の強化であります。

母子家庭の自立の促進や雇用の促進を図るため、母子寮について、入所者の自立の促進のための生活の支援をその目的に加え、母子生活支援施設に改称するなどの改正を行うこととしております。

このほか、保育所の広域入所等を促進するため地方公共団体が連絡調整を図るべきこと、また、児童福祉関係者が連携しつつ、地域の実情に際して積極的に児童や家庭の支援を図るべきこととしております。

この法律の施行期日は、平成十年四月一日としております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。大口善徳君。

(大口善徳君登壇)

○大口善徳君 私は、新進党を代表して、ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたします。

児童福祉法が制定以来五十年ぶりに抜本改正されることは、この間の児童や家庭を取り巻く環境の劇的な変化、なかんずく少子化の進行、子どもの権利条約の批准等の中で意義を持つものであると考えます。

ただ、私が残念に思うことは、戦後の復興から高度経済成長期に至る過程におきまして社会保障制度が飛躍的に拡充される中で、利用者本位の児童福祉政策は大きく立ちおくれ、五十年もの間、抜本改革されてこなかったことであります。

少子化についても、平成元年の合計特殊出生率一・五七ショック以降、大きく社会問題化されておりますが、第二次ベビーブーム以降の傾向を見れば今日の事態は予測できたのではないかと。もっと早い時期に政府が児童福祉法も見直し、少子化対策に取り組んでいれば、今日の少子化傾向をある程度改善できたのかもしれない。

現在においても、政府の少子化、子育て支援対策への対応は、高齢化社会対策に比べ極めて不十分であります。平成六年度策定のエンゼルプランについては評価いたしますが、これとて新ゴールドプランのような数値目標はありません。唯一目標が明瞭な緊急保育対策五カ年事業も、平成十一年度の目標水準を達成することを困難視する声さえ出ております。

私は、少子化対策のおくれは、そのまま社会保障制度の基盤そのものを崩壊させかねないという強い危機感を持っておるわけでございます。今こそ、政府は事態を深刻に受けとめ、一丸となってこれに取り組む体制を構築すべきであると考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

特に子育て支援に対して、健全な次世代の形成に向けた重要な社会投資と位置づけ、厳しい財政状況であります、むしろ積極的に公的負担をふ

やすべきである、こう考えます。財政難から大胆な行革を断行したニュージーランドにおいても、就学前の子供に対する援助には、九〇年度は八六年度に比べ二・一五倍支出をふやしております。政府・与党の財政構造改革会議のいわゆる五原則の中で、「長期計画について大幅な縮減を行う。歳出を伴う新たな長期計画は策定しない」とありますが、少子化対策については、五原則にかかわらず計画を立てて積極的に取り組むべきであると考えますが、総理の明確なる答弁を求めます。

また、一昨年、高齢社会対策基本法が制定されましたが、高齢化の裏返しである少子化に対応した仮称子育て支援基本法の制定を検討すべきであると考えます。総理並びに厚生大臣の見解を求めます。

さて、本改正案につきまして何点かお伺いいたします。

まずは、保育についてであります。

今般の改正案では、これまでの措置により保育所に入所する仕組みから、保護者がみずから希望する保育所を選択する仕組みになりました。負担の考え方も、応能負担からいわば応益負担へ。そこで、保護者は市町村に対し、行政処分の反射的利益でなく、いかなる権利が認められることになるのか、厚生大臣にお伺いをいたします。

現在、保育所に入りたくても入れない待機児は都市部を中心に四万数千人も存し、特に低年齢児において顕著であります。このような状況で、保護者側の権利はどのように担保されるのでありましょうか。

また、ある保育所に申し込みが殺到し、定員を超えた場合、最低基準を満たすことを前提に弾力的な対応が可能となるのでありましようか。

さらに、申し込みが受け入れ能力を上回る場合、「入所する児童を公正な方法で選考する」としてありますが、公正な方法をどう確保するのであ

りましようか。選考過程について情報公開されるのでありましようか。

保護者の選択権を裏づけるため、条文には、市町村及び保育所による保育内容等の情報提供が盛り込まれております。選択に必要な情報をできるだけ詳細に公開すべきであると考えますが、どの程度の情報まで公開するのか。

以上、厚生大臣の明確なる答弁を求めます。次に、保育料については、家計に対する影響を考慮するといふものの、所得に応じた応能負担から児童の年齢等による保育コストに応じた負担に変更され、措置制度がなくなることで、保護者の保育料負担の増大になるのではないかと懸念の声が出ております。この点、低年齢児保育、延長保育などや中低所得者層に対する影響に十分配慮しつつ、今後も公費負担の維持拡充が必要であると考えます。あわせて、多子世帯の保護者負担軽減も維持継続されるべきであります。かかる点につき、総理の明確なる答弁を求めます。

また、本改正で、保育に選択制が導入され、競争原理が入ってくれば、保育所と幼稚園の垣根はさらに低くなると予想されます。実態としても、保育所の保育方針は幼稚園の教育要領とほぼ同じ保育内容であり、幼稚園でも延長保育が実施され、両者の差異はなくなりつつあります。総理は、参議院本会議にて、幼保一元化という議論は必ずしも好んでいなかったとおっしゃっておりますが、文部省、厚生省の縄張り争いに矮小化されたものではなく、利用者本位の立場から議論すべきであると思ひます。

幼保双方の公費負担のあり方についても、保護者負担の軽減の方向で検討すべきであり、また、地域のニーズに応じて、双方の施設の共用化等弾力的な運用に積極的に取り組むべきであると思ひますが、総理並びに厚生大臣、文部大臣のそれぞれの御見解を伺います。

次に、いわゆる学童保育についてであります。が、今回、放課後児童健全育成事業として法的な位置づけがなされたことに對しては、子育てと女性の就労の両立を支援し、放課後児童の健全育成を図る上で、一歩前進であると考えます。今後は事業を質量ともに充実させていかなければなりません。この点、厚生大臣の取り組みについて答弁を求めます。

また、児童クラブ等の施設は質量ともに不十分であり、その受け皿として小学校等の敷地を利用した併設児童館の創設や小学校等の公共施設の積極活用を図るべきであります。総理並びに厚生、文部の両大臣の積極的な答弁を求めます。子育て支援対策に關して、他の社会保障制度との関連で何点か伺ひたいします。

医療との関係であります。すべての地方自治体では、既に単独事業として、対象年齢、所得制限、給付内容等に違いはありますが、乳幼児の医療費助成が行われております。また、健康保険法改正案をめぐる議論の中でも、乳幼児の自己負担を軽減すべきであるという考え方も出されておりますが、これらについて総理の見解をお伺ひたいします。

次に、年金制度との関係ですが、平成六年から、年金財源の一部を使つて年金教育資金の貸し付けが実施され、子育てに年金資金を投入する試みが出されております。そこで、少子化対策として、次期年金改正においては、育児世代の年金保険料の軽減やフランスに見られるような多子世帯への年金の付加給付等も検討すべきであると考えますが、年金と子育て支援、少子化対策との関係をもとのようにお考えか、厚生大臣にお伺ひたいします。

最後に、約三万人にも上る重症心身障害児への子育て支援についてお伺ひたいします。医療行為と言われるたんの吸引やカテーテル介護導尿が必要な子供が学校などに通う場合、教員などは医療行為ができないので、ほとんどの義務教育の学校では家族が毎日付き添ひを行つております。例えば気管切開の子は、たんが肺にたまる

と呼吸ができず死亡することもあり、母親が一、二時間置きに吸引作業をするので、二十四時間片時も気を抜けず、一日として熟睡できない状況が何年も続くのであります。そこで、重症心身障害児自立支援のため、教育現場での医療バックアップ体制の拡充と医療行為のあり方について、厚生大臣の見解をお伺ひたいします。

次に、学校での医師、看護婦などの人的配置の取り組みについて、文部大臣にお伺ひたいします。この問題は長年放置されたままになっております。総理のリーダーシップで、一日も早く家族が付き添わなくても安心して学校生活が送れるよう総合的な対策を図るべきであると考えますが、総理の見解をお伺ひたいし、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)
(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)
○内閣総理大臣橋本龍太郎君 大口議員に御答弁を申し上げます。
まず、少子化対策に一九九一年として取り組むべきであるという御質問をいただきました。私もそう思ひます。

そして、我が国の出生率の低下には、社会保障ばかりではなしに、さまざまな分野の制度や慣行、さらに個人の価値観の変化などが関係しております。少子化の進行をどう受けとめるかについてさまざまな御議論がございます。したがって、国民的な議論を喚起しながらも、関係省庁の連携の中で人口問題審議会において御審議をいただいておりますし、その結果を踏まえて対応してまいらなければなりません。

また、少子化対策について、積極的に公費負担をふやすべきであるという御意見をいただきました。御承知のように、我が国の極めて深刻な財政状況の改善のためには、一切の聖域を設けず歳出全般の見直しを行う必要があると考えておりますが、この少子化対策の問題については、社会経済

のあり方を左右する重大な問題であると思ひます。今後、政策の有効性なども十分考慮しながら、適切に対応するべき分野だと考えております。

次に、子育て支援基本法を制定すべきであるという御意見をいただきました。少子化の中で、子育てといふものを保護者とともに社会全体で支援していくことは最優先に取り組んでいかなければならない課題の一つであり、エンゼルプランを着実に実施すると同時に、保育などの子育て支援につき、さまざまな工夫を図りながら引き続き社会全体で支援し、質の高い子育て環境づくりに努めていきたいと考えております。

次に、保育料に關する御意見をいただきました。低所得の方や多子世帯への配慮を行ひながら、中間所得層につきましても急激な負担増が生じないよう、年齢などに応じて徐々に均一化の方向を目指すこととしており、保育所に係る公費負担は後退しないよう努力したいと考えております。

また、延長保育につきましても、平成十年度予算編成において、費用負担のあり方を含めて具体的な仕組みについて検討していきたいと考えております。

また、幼保一元化について、利用者本位の立場から議論すべきである、参議院の答弁を引用して、お尋ねがありました。私は、幼稚園と保育所との関係といふものについて、本来、子供の暮らしといふものから考えていくべきものではないだろうか。そして、遊びの中に教育を取り入れていく保育という姿が一方にある。また、家庭にかわる環境をつくる上でこれは非常に大きな役割をしている。一方では、幼児教育機関としての幼稚園が立派に存在をする。私は、その双方が必要なのではなからうかということを参議院でも御答弁いたしました。そして私は

平成九年五月十三日 衆議院会議録第三十四号 児童福祉法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する大口善徳君の質疑

今も、双方の機能が必要であり、むしろ子供たちあるいはその保護者の方々の立場に立つて、ふさわしい施設を選べるようにすることが重要だと思っております。

この両施設のあり方については、厚生、文部両省の共同で、今幅広い立場から検討を始めたところですが、当面、地域の実情に応じた施設の共用化につき、本年度中に弾力的な運営が図られるようにしたいと考えております。

次に、放課後児童健全育成事業についてのお尋ねがございました。

この事業は、適切な遊び及び生活の場を与えるのにふさわしい施設として、地域の実情に応じ、児童館のほか、学校の余給教室や敷地内に専用施設を設けるなど、公共施設の積極的な活用を図っていきたく考えております。

次に、乳幼児医療費軽減について御議論がありました。

医療費というものは、医療を受ける方と受けない方との均衡という観点から、受診者に一定の御負担をいただくというのが原則的な考え方であり、乳幼児医療費全体について軽減を行うということには、私は慎重な検討が必要だと思っております。難病のお子さん、あるいは未熟児、障害児など、手厚い援助が必要な児童の特別な疾病及びその治療については、既に医療費の公費負担を実施していることは御承知のとおりであります。

最後に、教育現場における重症心身障害児の子育て支援についての御意見をいただきました。

重症心身障害児の生活を支える上で、医療的なケアの保障というのは、御指摘のとおり重要な問題だと思っております。教育現場における医療体制の確保につきましては、学校における人員の確保、関係法令など困難な問題もありますけれども、重症心身障害児の方々が地域において安心して暮らすことができるための施策の充実に努めていきたいと思っております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(國務大臣小泉純一郎君登壇)

○國務大臣(小泉純一郎君) 大口議員にお答えいたします。

子育て支援基本法の制定につきましては、総理がお答えいたしましたとおりでございます。

保育所入所に係る保護者の権利については、今回の改正案によりまして、市町村に対して、希望する保育所における保育の実施について、保護者の申し込みの権利と市町村の保育サービス提供義務を法律上位置づけ、市町村との間で契約により保育サービスの提供を受ける権利を有することとしたところであり、これまでよりも利用者である子供や保護者の立場を尊重した制度になるものと考えております。

保育所の待機児についてありますが、定員を超えた場合、最低基準を満たすことを前提に弾力的対応は可能かというお尋ねですが、この点については弾力的な適切な措置を講じていきたいと思っております。

それから、入所児童の選考方法のお尋ねですが、母子家庭等優先度の高い児童が排除されないようにすることも含め、市町村に対しガイドラインを示すとともに、住民の理解を得るため、選考ルール自体の公表を指導することも検討していきます。ただ、個々の選考過程の情報公開については、プライバシーの問題もあり、慎重な検討が必要であると考えております。

保育所の情報公開に関するお尋ねですが、市町村においては、保育料など当該市町村における保育制度や個々の保育所に係る保育時間、定員と入所状況などを、また、保育所においては、保育所ごとの保育の方針など保育内容に関する個別的な事項を考えております。保護者が十分判断できるように、できるだけ詳しく保育所の情報公開に努めていきたいと思っております。

についてですが、これは総理がお答えしたとおりでございます。

また、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育についてですが、これも総理と全く答弁は同じでございますので、省略させていただきます。

それから、年金と子育て支援との関係についてですが、出生率の低下には社会保障のほか労働や教育などさまざまな分野の制度や慣行が関係していると考えられまして、子育て支援策にとどまらない幅広い議論が必要であると考えております。公的年金制度においては、今後、将来の給付と負担の適正化を図ることとしておりますが、少子化問題への取り組みについては、施策の効果の有無、妥当性等を慎重に検討していくことが必要だと思っております。

教育現場における重症心身障害児の子育て支援についてですが、総理と答弁は同じでございます。(拍手)

(國務大臣小杉隆君登壇)

○國務大臣(小杉隆君) 大口議員の質問は、三点あったと思っております。

まず、幼稚園と保育所のあり方についてのお尋ねですが、既に総理から御答弁がありまして、たように、私ども、この四月に厚生省との間で検討会を設けまして、両施設の共用化などの弾力的な運用などについて協議を始めております。早急に結論を出して、推進をまいります。

第二点、放課後児童健全育成事業に学校施設の積極的な活用を図るべきとお尋ねであります。

児童生徒の減少によって、都市部等においては余給教室ができております。これらの施設を学校(町村)以外の用途にも積極的に活用していくよう市町村に指導してまいりますとともに、財産処分の手続の簡素化を進めたいところであります。それによって、放課後の児童クラブ施設への転用が相当進んでおります。また、学校敷地についても、地域の実情に応じて、児童館や放課後児童クラブ施設

設の設置が行われております。今後とも、一層積極的に活用されるよう取り組んでまいります。

第三点、重症心身障害児に対する学校における医療バックアップ体制についてのお尋ねであります。基本的には、こうした児童は病院等に入院し病弱養護学校の教育を受けることが適当と考えておりますが、学校により、その実情に応じて、医療機関との連携、訪問看護制度の活用によって対処してまいります。学校に医療スタッフを配置することはさまざまな課題がありますが、重度の障害児への医療面の対応については、関係省庁の協力を得ながら対応してまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 保坂展人君。

(保坂展人君登壇)

○保坂展人君 私は、社会民主党・市民連合を代表して、児童福祉法等の一部を改正する法律案について、総理大臣並びに関係閣僚に質問をいたします。

いわゆる少子化社会に対して、既に、子供を産みにくい、そして育てにくい社会が到来を以て、そこに転換の兆しが見えてこないことを深刻に受けとめていただきたいと思います。

ただいまの財政構造改革論議も、いわば少子化構造をそのままだに語られているのではないのでしょうか。ニュージブラルランドの大胆な行革のさなかにも、子育て支援にはむしろ支出を増大してきた経過を見ても、これまでの政策を一步も後退させないだけではない、百歩前進させる姿勢が求められていると思っておりますが、まず、この点について総理大臣の決意を伺いたいと思っております。

今回の大きな改変は、保育所の入所方式を措置から選択へと転換することです。しかし、働く親たちのなかから、保育所の定員が満杯で子供を入所させることができない、あるいはずっと待っていて保育所には入れないという声がしきりであります。

す。つまり、選択するところのレベルにはないという現状があります。この改定によって、文字どおり内実を伴った子育て支援策は充実するのでしようか。

国、行政の責任がいまいになり、子育て最中の親たちに次第にしわ寄せが大きくなる懸念があります。とりわけ保育料に関して、保護者の負担増を招くおそれはないのか。また、所得格差をめぐっての配慮はきちんと貫いているのだろうか。

これらに触れた与党三党合意を踏まえて、厚生大臣に答弁をお願いしたいと思います。

私は、長い間、いじめに悩んで苦しんできた子供たちと向き合い、この問題をともに考えてきました。そして、この問題の背景に、子供たちの人間関係の希薄化、互いの調整能力の危機は、遊びの解体に原因があるのではないかとこのように考えております。

日本の子供が、子どもの権利条約を知ったときに、最も強く反応する条文があります。これは三十一条です。条文は、子供はゆとり休み、余暇を楽しむ、遊びに熱中し、レクリエーションを楽しむ権利がある、文化・芸術に参加する権利があるという条文文脈です。この条文が、子供にとって、これ本筋なのというふうに通き返して、遊びが遠いという現実があります。

地域に子供が自由に遊べる場をつくること、そして例えば東京都世田谷区で始まった、放課後の学校を子供の遊び場というふう位置づけ直し、これはBOPと呼んでいるようですが、大切な発想の転換の始まりだと思ふのですが、文部大臣、厚生大臣に見解を伺いたいと思います。

放課後児童健全育成事業、これはお役所言葉で、いわゆる学童保育のことだそうですが、両親が昼間働いている子供を分離して預かるのではなくて、すべての子供をこの対象にすることができないのでしょうか。また、遊びだけではなくて、

心のケアも求められると思うのですが、いかがでしょうか。

全国に四千二百つくられた児童館、これは私は高く評価をしたいと思ふます。なぜなら、子供が強制をされることなく、自由に行き来ができる唯一の施設ではないかと思うからです。生活領域の中にあるこの児童館、例えば、子供が相談現場に、見知らぬところに訪ねて、実は自分はいじめに遭っているのだけれども、あるいは苦しみのだけれどもというふう相談をするのではなくて、職員が日常的につき合っている中で、どうだ、ちょっと顔色悪いぞ、どうしたんだおまえというふうな、簡単な子供と大人の声かけができる日常的な相談機能に注目をしていただきたいと思ふます。

こうした意味で、中高生にとつて児童館が役割を果たしている場合があります。日本の中高生、塾とコンビニエンスストア以外に思春期の子供たちが自由に行ける、自由に訪ねることができ場所は余りにも少ないのです。高校中退者も含めた中学・高校生、十八歳までの子供を支援する相談機能をより充実させていくべきではないかと思ふのですが、いかがでしょうか。

さらに、全国を見渡してみると、この児童館ですが、東京都の六百二館とは対照的に、地方自治体によっては児童館は全くなかったり、ごくわずかなという場所が少なくありません。例えば、札幌市、福岡市ではあった一館です。横浜市はゼロです。なぜこのようにならなかつたか、生じてしまったのか、今後児童館を全国に広げられないのか、以上の点を厚生大臣にお尋ねしたいと思ふます。

また、学校外の地域の中に、悩んでいる子供のサポートをしていくシステムが重要で、行政の縦割りやお役所と民間の枠を超えた子供本位のネットワークが必要だと考えますけれども、この点について文部大臣のお考えも同時に聞かせたいと思ふます。

さて、今回、教護院が児童自立支援施設に改められます。既に報道されたように、登校拒否の子供たちを入所の対象に含めたいという意図は、全く根拠もないものでないのでしょうか。

学校に行かずに民間のフリースクールに行っている子供たちから大きな不安の声が上がっています。紹介をさせてください。「学校に行かないことと差別と偏見に苦しみ、昼夜の生活リズムがおかしくなったり、また対人関係が苦手になるなどの状態をめぐって、時間をかけて僕たちは歩んできた。もし、そのときの大人の判断で、今回の施設に入りなさい、大人の常識はここに入ることですよと言われたときに、子供の判断と自己決定権はどうなるのでしょうか。」

このような子供の声にこたえる意味でも、登校拒否児であるという理由で児童自立支援施設の入所対象になるものではないかというところをここで明言していただきたいと思ふます。

もし、さきのこの子どもの声が杞憂であるとするれば、法改正によって新たに付加された条文は次のとおりですが、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、とある部分は何を語るのでしょうか。ここで想定する「生活指導等を要する児童」とは、いかなる状態の、いかなる子供たちを指しているのか、厚生大臣に明快に御答弁をいただきたいと思ふます。

さらに、文部大臣に、児童自立支援施設について、登校拒否の子供たちの上でいたさき声をどのように受けとめられたのかについて、お考えをお示しいただければと思ふます。

なお、今回、児童虐待から子供を守ることに急務であるというところを指摘したいと思ふます。厚生省の示した児童相談所への相談件数が、ここ数年で一挙に急増しているにもかかわらず、なぜ今回の法改正には盛り込まれなかったのでしょうか。暴力のあらしに耐えて、しかも家庭の密室の中で死のふちに追い込まれている子供を救出するための法整備は一日も早く進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、九五年に福岡育児院、九六年には千葉・恩寵園で、責任ある立場の職員による体罰事件が子供の告発によって明らかにされました。これは養護施設の中で事件です。子供が保護されるはずの施設で、このような体罰という名のひどい暴力、これが日常化している現実には早急な改革が必要で、これら児童福祉施設を子供本位に改めるための行政努力は始まっているのでしょうか。

また、児童福祉施設全般にわたる施設最低基準は、六畳一間に四人という劣悪なものです。収容所と言ってもよいほど劣悪なこの施設最低基準の大幅な改善を求めたいと思ふます。そこに手を付けることで、現在の教護院などの定員はあつという間に充足するのではないのでしょうか。この点を厚生大臣にお尋ねしておきます。

子どもの権利条約から三年、子供に関する最初の大きな法改正に当たって、子供が権利主体であり独立した人格としてたつとされる、子供最善の利益が保障され、意見表明権が認められるなど、子どもの権利条約と合致して符合した文言を総則にうたうべきではないかと私は提案したいと思ふます。この点について、総理大臣の御認識を改めて伺いたいと思ふます。

また、子どもの権利条約は、日本の子供のものになっているとは到底言えませんが、学校での授業では既に始まっていますが、子どもの権利条約をきちんと説明できる小学生、中学生が一体何人いるかというところを考えたときに、学校現場でのなお一層の努力が求められると考えるのですが、文部大臣のこの点に対する御所見を伺って、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 保坂議員にお答えを申し上げます。

まず第一点は、子育て支援を積極的に進めさせろという御指摘でありました。

少子化の中で、子育てを保護者とともに社会全体で支援していくことは最優先に取り組まなければならない課題の一つであるという認識に立ちながら、エンゼルプランを着実に推進すると同時に、保育などの子育て支援について、厳しい財政状況のもとではありますけれども、さまざまな工夫を図りながら引き続き社会全体で支援をし、少しでも質の高い子育て環境づくりに努めていきたいと考えております。

また、児童の権利条約と符合した文言を児童福祉法の総則に盛り込むべきではないかという御意見をいただきました。

今回の改正におきましては、児童の権利条約の趣旨をより具体化するために、保護者が希望される保育所を選択する仕組み、あるいは児童福祉施設への入所の際に児童の立場が尊重される仕組みの導入などを織り込んでおりますが、児童福祉法の理念の見直しにつきましては、引き続き検討していくべき課題だと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣小泉純一郎君登壇)

○国務大臣(小泉純一郎君) 保坂議員にお答えいたします。

保育所の入所方式の転換についてですが、保育所が利用者から選ばれる立場となることから、利用者の要請に即した創意工夫のある運営面での努力が図られ、私は良質な保育サービスが柔軟に提供できるようになると考えております。

また、保育所の待機児童の解消を図るため種々工夫を図りつつ、緊急保育対策等五カ年事業を着実に推進するとともに、定員の弾力化を図る等、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

保育所に対する国、行政の責任については、今回の改正においても、市町村に保育サービスを提供する義務を課すとともに、市町村の支弁する運営費に対し、従来と同様にその一部について国庫

負担を行うこととしており、公費負担については後退しないよう努力していきたいと考えております。

また、保育料については、低所得者、中間所得層に対する配慮など、今回の法案の提出に当たったの民主党の確約の趣旨をも踏まえて、平成十年度予算編成において検討していきたいと考えています。

地域における子供の遊び場については、児童館や児童遊園の整備を行っているところでありますが、御指摘のような学校を開放した事業は児童福祉の観点からも興味深いものであり、その成果についても深い関心と期待を持って今後とも注視をしていきたいと考えております。

放課後児童健全育成事業については、就労等により昼間保護者のいない小学校低学年の児童を対象に、遊びと生活の場を与えて健全育成を図るものでありますが、運営主体の自主的判断によりその他の児童等も加えることを妨げるものではなく、地域の実情等に応じた多様な柔軟な対応を図ってまいりたいと考えております。

児童館についてのお尋ねですが、児童館は乳幼児から中高生などの年長児童までを対象とした児童厚生施設であり、児童の健全育成の地域における拠点として、御指摘のように子供が心を開いて相談する場所として、あるいは中高生の居場所としても重要な役割を担っており、相談機能など児童館機能の向上に努力をしていきたいと考えております。

児童館の設置状況においては、市町村等が地域の実情等を踏まえ自主的に設置するものであり、当該市町村における子供の遊び場の状況や児童館に代替する公共施設の状況の違いなどによって地域間格差が生じているものと思いますが、児童館の機能の重要性にかんがみ、国としては未設置市町村における設置を促進するなど適正配置に努めていきたいと考えております。

教護院改め児童自立支援施設の入所対象については、新たに対象となる児童は、家庭における養育が適切に行われず、基本的な生活習慣等が身につけていないなど、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童であり、不登校児であること等を理由として入所対象となるものではありません。

児童虐待の問題については、発生防止や早期発見・対応が重要であり、今回の改正では、身近な地域できめ細かな相談支援体制の強化を図るため、児童家庭支援センターの創設等を行うこととしたところであります。

また、都道府県児童福祉審議会を活用して児童相談所の機能を強化し、家庭環境等にも留意しながら、児童の最善の処遇を確保する仕組みを導入したところであり、今後とも、関係省庁と連携し、児童虐待の問題に適切に対応していきたいと考えております。

施設における体罰については、これはもう絶対にあってはならないことだと考えております。従来より、施設入所中の児童の処遇状況について、都道府県が施設長から定期的な報告徴収を行うとともに、施設長に対する指導等を行ってきたところであり、改めるとこの旨都道府県を指導するなど、今後とも、このようなことが絶対生じないよう万全を期してまいりたいと考えております。

児童福祉施設の設備の最低基準については、国民の生活水準の向上、効率的なサービス提供、地方の自主性等も念頭に置きながら、時代の要請にふさわしいあり方について中央児童福祉審議会において御検討いただき、今後とも適切に対応してまいりたいと思っております。

(拍手)

(国務大臣小杉隆登壇)

○国務大臣(小杉隆君) 保坂議員の質問は、四点だったと思います。

まず第一に、子供の遊び場の確保についてのお尋ねですが、子供にとって遊びは、調和のとれた人間形成を図る上で極めて重要な役割を担っていると考えております。このような観点から、文部省では、地域の遊び場開拓事業を実施するとともに、校庭や体育館、特別教室等の学校施設を開放する事業を実施しているところであります。今後とも、子供たちの地域における活動の場の充実に努めてまいりたいと思っております。

第二は、子供本位のネットワークが必要ではないかというお尋ねです。

子供たちを地域社会においてサポートしていくためには、地域の関係者が相互に連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んでいくことが大切であります。文部省としては、こうした観点に立って、地域の教育委員会、青少年団体、PTAなどの関係団体、ボランティア、学校などが連携し、地域社会における教育の充実を図るための体制整備に努めております。今後とも、地域ぐるみの青少年健全育成が図られるよう施策の充実に努めてまいります。

第三は、今法案と登校拒否児との関連についてのお尋ねでございますが、先ほど厚生大臣からも御答弁がありましたように、教護院改め今度、児童自立支援施設への児童の入所については、児童相談所等を経由して行われるものであります。その入所の基準は、あくまでも家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要するというのが問われているものであって、学校に登校することが拒否されていることをもって入所措置が講じられるものではないと承知しております。

最後に、児童の権利条約を学校教育において習熟させるべきとお尋ねですが、文部省では、児童の権利条約の趣旨の徹底について種々努力しておりますが、学校における指導については、小中高等学校を通じて児童の権利とその尊重について適切な指導が行われているところであります。

が、各学校においてその趣旨の徹底が一層図られるよう努めてまいりたいと思ひます。
以上でございます。(拍手)
○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時五十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
文部大臣 小杉 隆君
厚生大臣 小泉純一郎君
建設大臣 亀井 静香君
出席政府委員
厚生省児童家庭局長 横田 吉男君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
水産業協同組合法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る九日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の通知書を受領した。
内閣閣第一〇三号
平成九年五月九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

天皇皇后両陛下のブラジル国及びアルゼン

ティン国御訪問の御日程について

標記について、本日の閣議において別紙のとおり報告されたので、通知いたします。

別紙

御日程の概要

月 日	曜日	御 程
五月三十日	金	東 京 御 発 ルクセンブルグ 御着(ルクセンブルグ国お立ち寄り)
五月三十一日	土	同 地 御 発 ベレイン 御着(ブラジル国)
六月一日	日	同 地 御 滞 在
六月二日	月	同 地 御 滞 在
六月三日	火	同 地 御 滞 在
六月四日	水	同 地 御 滞 在
六月五日	木	同 地 御 滞 在
六月六日	金	同 地 御 滞 在
六月七日	土	同 地 御 滞 在
六月八日	日	同 地 御 滞 在

月 日	曜日	御 程
六月九日	月	同 地 御 発 ブエノス・アイレス 御着(アルゼンティン国)
六月十日	火	同 地 御 滞 在
六月十一日	水	同 地 御 滞 在
六月十二日	木	同 地 御 滞 在
六月十三日	金	同 地 御 滞 在

一、去る九日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の通知書を受領した。
内閣参総第八七号
平成九年五月九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

私は、平成九年五月九日(金)午後七時四十五

分羽田空港発、五月十二日(月)午前九時四十分

同空着の予定で、ペルー国訪問のため出張し

ますので御通知いたします。

一、去る九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
千九百六十六年五月二十二日に地中海漁業一般理事会の第一回特別会合(同年五月二十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件
一、去る九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
農林水産省設置法の一部を改正する法律
(政府委員承認)

一、昨十二日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。
通商産業大臣官房 今野 秀洋
商務流通審議官

異動前の官職名	氏 名	異動後の官職名	異 動
通商産業大臣官房商務流通審議官	越智 謙二	(解 職)	平九年・三

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員

辞任	補欠
新藤 義孝君	渡辺 博道君
渡辺 博道君	新藤 義孝君

辞任	補欠
農林水産委員	北村 直人君
北村 直人君	冬柴 鐵三君
冬柴 鐵三君	北村 直人君

辞任	補欠
農林水産委員	北村 直人君
北村 直人君	冬柴 鐵三君
冬柴 鐵三君	北村 直人君

辞任	補欠
農林水産委員	北村 直人君
北村 直人君	冬柴 鐵三君
冬柴 鐵三君	北村 直人君

辞任	補欠
農林水産委員	北村 直人君
北村 直人君	冬柴 鐵三君
冬柴 鐵三君	北村 直人君

達増 拓也君 鈴木 淑夫君
鈴木 淑夫君 達増 拓也君
松浪健四郎君 鍵田 節哉君

労働委員

補任

福岡 宗也君 武山百合子君
村山 富市君 辻元 清美君
武山百合子君 福岡 宗也君
辻元 清美君 村山 富市君

建設委員

補任

補欠

金子原二郎君 茂木 敏充君
玉沢徳一郎君 大野 松茂君
松本 和那君 桜田 義孝君
榊床 伸二君 大野由利子君
葉山 峻君 川内 博史君
中西 績介君 濱田 健一君
濱田 健一君 島山健治郎君
桜田 義孝君 松本 和那君
大野由利子君 川内 博史君
大野 松茂君 玉沢徳一郎君
茂木 敏充君 金子原二郎君
川内 博史君 葉山 峻君
島山健治郎君 中西 績介君

議院運営委員

補任

補欠

西川 公也君 大石 秀政君
河上 覃雄君 青山 二三君
川内 博史君 近藤 昭一君
肥田美代子君 北村 哲男君
大石 秀政君 西川 公也君
青山 二三君 河上 覃雄君
北村 哲男君 肥田美代子君
近藤 昭一君 川内 博史君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

補任

補欠

山本 公一君 栗原 裕康君
北村 哲男君 池田 元久君
島山健治郎君 濱田 健一君
栗原 裕康君 山本 公一君
池田 元久君 北村 哲男君
濱田 健一君 島山健治郎君

(議案受領)

一、去る九日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

学校図書館法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件(条約第一二号) 外務委員会 付託
大学の教員等の任期に関する法律案(内閣提出第八三三号) 文教委員会 付託
蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一五号)(参議院送付) 提出
製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案(内閣提出第五二二号)(参議院送付) 付託

以上二件 農林水産委員会 付託

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号) 科学技術委員会 付託
南極地域の環境の保護に関する法律案(内閣提出第七〇号)(参議院送付) 環境委員会 付託

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方自治法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る九日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る九日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

千九百六十二年五月二十二日に地中海漁業一般理事会の第一回特別会合(同年五月二十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件

一、去る九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国の医療機関における人体の臓器・組織の冷凍保存に関する質問主意書(秋葉忠利君提出)
日産生命保険相互会社の破綻にともなう委託年金資金の取扱いに関する質問主意書(福島豊君提出)

一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

介護力強化病院の療養型病床群への移行に関する質問主意書(枝野幸男君提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員家西梧君提出介護保険法案に関する質問に対する答弁書

介護保険法案に関する質問主意書

提出者 家西 梧

平成九年四月四日提出

質問第一一三三号

介護保険法案に関する質問主意書

超高齢社会を目前に控へ、公的介護の必要性は益々重みを増してきた。しかしながら、現在、国会で審議されている法案において、数多くの欠如・欠陥が指摘されており、原案どおりの施行がなされた場合、さまざまな混乱が懸念される。

従って、被介護者の利便と介護現場の円滑な運営に資するため、次の事項について質問する。

一 現在厚生省のモデル事業により、全国で二十五ヶ所の痴呆性老人向けグループホームが設置されようとしている。「痴呆性老人の小規模な生活の場」は痴呆の進行を遅らせ、また、家族の負担を軽減することにつながるので評価したい。

しかし、現段階では、人員配置基準が低く、重度の痴呆性老人の受入れが可能であるか危惧する。特殊な勤務体制と労働内容に耐えうることも可能な人員配置の見直しについて質問する。

二 補助金と介護保険の財源が不当に使われることがないためのチェック機能についてどう考えているか。市町村の補助金と介護保険の財源チェックは誰が、どのように担当するのか、質問する。

三 介護保険適用施設、法人の認可及び委託先の決定は、都道府県の高齢福祉課が担当することになると考えるが、公開性は保証されるのであろうか。その透明性について質問する。

四 福祉メニューの地域格差についてどう考えるか。

メニューはあっても数量の格差(特養入所、デイ・サービス利用待機期間)は現在でもその差異が大きい。介護保険料を均等に納付しても、受給に不平等が生じるのではないだろうか。福祉予算の乏しい市町村に対し、国から特別の補助を検討すべきと考えられるかどうか。

五 利用者の不服申し立てについて、厚生省は国保連合会にオンブズマン機能を持たせるとしてきた。しかし、これでは専門性・公平性に欠けるおそれがあり、中立・第三者の機関の設置の必要性を感じる。認定・運用を含めて苦情処理機関を公費で設けて、その運営には民間人も参加できるようにすべきと考えるがどうか。右質問する。

内閣衆質一四〇第三号

平成九年五月九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員家西悟君提出介護保険法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員家西悟君提出介護保険法案に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の痴呆性老人向けグループホーム事業については、厚生省において平成九年度に、痴呆の状態が中程度以下である痴呆性老人に対して、共同生活を営む住居において、家庭的な環境の下で介護その他の日常生活上の世話等を行う形態による処遇を行うことを内容とする痴呆対応型老人共同生活援助事業を、市町村に対する補助事業として創設したところである。この事業の実施要綱においては、従来のグループホーム事業に関する調査研究等を踏まえ、その職員配置については、五人から九人までの利用者に対して、日中については二人又は三人、夜間については常時一人以上を配置すること等を条件とするともに、当該事業の運営に当たって特別養護老人ホームや病院等の施設による支援及びボランティア等による支援を確保することを条件としているところであり、利用者に対する適切な処遇が確保されるものと考えている。

二について

補助金の適正な執行については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)等の関係法令に従って行われるものであるが、介護に関する施設の整備に係る補助金については、本年三月三十一日に厚生省が取りまとめた「施設整備業務等の再点検のための調査委員会報告書」(以下「報告書」という。)において掲げた補助金交付対象施設決定方法の明確化、公共工事に準じた建設工事契約の適正化、幅広い関係者の参画による公正な社会福祉法人の運営の確保、監査・考査の現状と改善事項等の事項について都道府県知事等に對し所要の通達を発し、周知徹底を図っているところである。

また、お尋ねの介護保険の財源については、現在政府が提出している介護保険法案(以下「法案」という。)においては、市町村が設ける特別会計に保険料等の収入及び保険給付等の支出が計上されるため、市町村の議会によってその予算及び決算に関する審査等が行われることとなるほか、法案においては、国及び都道府県が市町村に對し必要な指導を行うこととしている。さらに、法案においては、適正な保険給付と介護サービスの水準を確保するため、厚生大臣、都道府県知事及び保険者である市町村が、それぞれの立場から保険給付に係る居宅サービス、居宅介護支援又は施設サービスを行う事業者、施設等から報告を求めること等ができることとしており、介護保険の財源が不当に使われることのないような仕組みとしている。

三について

法案においては、特別養護老人ホーム、老人保健施設及び療養型病床群を有する病院等の医療機関が介護保険の施設給付の対象となることとが予定されているが、これらの施設については、現在、都道府県知事等が老人福祉法(昭和

三十八年法律第三十三号)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)及び医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に基づき、厚生省令で定められた施設基準等に合致するものを対象に認可又は許可を行っており、これらのうち国庫補助に係る施設については、報告書を踏まえ、国における整備基準の明確化、都道府県等における国庫補助協議を行う施設の名称等の公表を行うこと等により、その選定過程の透明性を確保することとしている。

また、法人認可の透明性については、社会福祉法人については、今般、報告書を踏まえ、都道府県知事等に対して、施設整備担当以外の部局を加えた庁内審査会を設置する等合議制による審査の実施を求めたところであり、医療法人については、医療法第四十五条第二項の規定に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴くこととされているところである。

さらに、法案においては、保険給付に係る介護サービスをを行う指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設について、厚生省令等で定められた基準に合致するものを対象に都道府県知事が指定又は許可を行う、指定を行った場合はその旨を公示することとしている。

四について

法案において介護保険制度の施行を予定している平成十二年度に向け、全国の地方公共団体が作成した老人保健福祉計画を基に策定されたいわゆる「新ゴールドプラン」の確実な達成を図るとともに、介護サービスの基盤整備が遅れている地域に對し、重点的に支援を行っていくこととしている。

また、法案及び現在政府が提出している介護保険法施行法案においては、居宅サービス等の在宅給付の必要量が供給量を上回ることが予想

される市町村について、経過措置として、在宅給付の水準を国が定めた水準より低いものとするができることともに、国及び都道府県がこのような市町村に對して介護サービスの基盤整備を支援していくこととしており、この場合における当該市町村の保険料の水準は、当該市町村の介護保険事業に要する費用に応じたものとなるため、国が定めた在宅給付の水準に従って給付を行う市町村に比べて低いものとなる。

五について

法案においては、要介護認定を含む保険給付に関する処分等に不服がある者は、都道府県に中立的な附属機関として設置される介護保険審査会に審査請求をすることができ、この場合において、この介護保険審査会の運営に要する費用は公費で賄われ、その委員は被保険者、市町村及び公益を代表するものとして、民間人も含めた幅広い人材の中から任命されることとなる。

また、法案においては、国民健康保険団体連合会の業務として、介護サービスに係る調査並びに事業者及び施設に對する必要な指導及び助言等を追加することとしているが、これに基づいた被保険者からの苦情等を介護サービスの改善に反映させる仕組みの具体的な在り方については、介護保険制度実施までの間に検討してまいりたい。

河川法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成九年四月二十五日

提出者

石井 紘基 小林 守
細川 律夫 渡辺 周

賛成者

安住 淳外四十九名

河川法の一部を改正する法律
河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 河川工事等(第十六条―第二十二條の二)」を「第二節 水系管理基本方針及び水系管理計画(第十六条―第二十二條の二)」に、「第五十二條・第五十三條を第五十二條・第五十三條の二」に、「第五章 河川審議会及び都道府県河川審議会(第八十條―第八十六條)」を「第五章 河川審議会(第八十條―第八十三條)」に、「水系委員会(第八十四條―第八十六條の五)」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、河川が豊かな自然と水循環の下で多様な生物の生命をはぐむ母胎であることにあかみ、洪水等による災害の発生を防止し河川を適正に利用しつつ、多様な河川環境を健全な状態に保全して将来の世代に引き継ぐことが現在の世代の責務であるという観点から、流域の自然的、社会的、文化的特性に応じた水系ごとに河川の整備、適正な利用、周辺環境の保全との調和がなされるよう総合的に施策を推進し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

第二条の見出しを「(原則)」に改め、同条第一項中「公共用物を」を「現在及び将来の国民の共通の財産に」、「行なわれなければ」を「行われなければ」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 河川の良好な自然環境を保全し自然と人間との共生を確保するため、河川環境への負荷は最小限にとどめられなければならない。

第五条第七項を同条第九項とし、同条第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項と

し、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により他の都府県知事が協議に応じようとするときは、当該都府県の議会の議決を経なければならない。

第五条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

第十條中「を統轄する都道府県知事が行なう」を「が行なう」に改める。

第十一條第一項及び第二項中「関係都府県知事」を「関係都府県に改め、同条第三項中「都府県知事」を「都府県に」、「行なう」を「行なう」に改める。

第十二條の次に次の一條を加える。

(河川及びダムに関する記録)

第十二條の二 河川管理者は、河川の水位、流量その他政令で定める河川に関する記録及びその管理するダムの貯水量、放流量その他政令で定めるダムに関する記録を作成して、これを公表しなければならない。

2 前項に規定する記録の作成及び公表に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 水系管理基本方針及び水系管理計画

第十六條を次のように改める。

(水系管理基本方針)

第十六條 河川管理者は、長期的視点に立つた水系全体の治水、利水、親水、環境等を考慮し、その水系に係る河川の総合的管理を確保するため、水系ごとに、長期的な整備及び保全に関する方針(以下「水系管理基本方針」という。)を定めなければならない。

2 水系管理基本方針は、基本高水流量、計画高水流量、河川維持流量、生物指標その他河川の管理について基本となるべき事項を示して定めなければならない。

3 河川管理者は、水系管理基本方針を定めよう

とするときは、その案を示して、水系委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、河川管理者は、第五項の規定により提出された意見書を提出しなければならない。

4 河川管理者は、前項の規定により水系委員会に水系管理基本方針の案を示すに当たっては、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該水系管理基本方針の案を、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供し、なければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された水系管理基本方針の案について、河川管理者に意見書を提出することができ、

6 河川管理者は、水系管理基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 河川管理者は、水系管理基本方針について、少なくとも十年ごとに、見直しを行うものとする。

8 第三項から第六項までの規定は、水系管理基本方針の変更について準用する。

第十六條の二の見出し中「市町村長を」市町村長等」に改め、同条第一項中「指定区間内の一級河川及び二級河川について、第九条及び」を「指定区間内の一級河川について、第九条及び」に改め、同条第二項及び第三項中「市町村長の下に」又は「市町村を加え、同条を第十六條の四とする。

第十六條の次に次の二條及び節名を加える。

(水系管理計画)

第十六條の二 河川管理者は、水系管理基本方針に即し、政令で定めるところにより、計画的に管理を実施すべき河川について、五年ごとに、具体的な整備及び保全に関する計画(以下「水系管理計画」という。)を定めなければならない。

2 前条第三項から第六項までの規定は、水系管

理計画の策定及び変更について準用する。

3 河川管理者は、毎年、水系管理計画の実施状況を公表しなければならない。

(他の法令に基づく計画との関係)

第十六條の三 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二條第二項に規定する首都圏整備計画、水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)第四條第一項に規定する水資源開発基本計画、湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第四條第一項に規定する湖沼水質保全計画その他他の法令の規定に基づいて作成される河川に関連する計画であつて政令で定めるものの河川に関する部分は、水系管理基本方針及び水系管理計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

第二節の二 河川工事等

第十八條の見出し中「施行を」施行等」に改め、同条中「損傷した」を「損傷し、若しくは汚損した」に改め、「生じた河川工事の下に」又は「河川の維持を加え、」施行させる」を「行わせる」に改める。

第二十條中「第十六條の二第一項を」第十六條の四第一項に改める。

第二十三條に次の一項を加える。

2 河川管理者は、前項の許可に係る審査基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水系委員会の意見を聴かなければならない。

第二十八條及び第二十九條第二項中「規則」を「条例」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(流水の占用の許可を受けた者の義務)

第二十九條の二 第二十三條第一項の許可を受けた者は、政令で定めるところにより、取水量を計測し、これを河川管理者に対して報告しなければならない。

2 第二十三條第一項の許可を受けた者は、河川の流水の占用を必要かつ最小限にとどめるよう努めなければならない。

(水利使用合理化指針)

第二十九條の三 河川管理者は、流水の占用の合理化を図るため、用途ごとに水利使用合理化指針を定めなければならない。

2 河川管理者は、水利使用合理化指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水系委員会の意見を聴かなければならない。

第三十四條の次に次の一条を加える。

(水系委員会の意見の聴取)

第三十四條の二 河川管理者は、水利使用(流水の占用又は第二十六條第一項に規定する工作物の流水の占用のためのもの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)に關し、第二十三條第一項又は第二十六條第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、あらかじめ、水系委員会の意見を聴かなければならない。

第三十五條第一項中「(流水の占用又は第二十六條第一項に規定する工作物で流水の占用のためのもの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)」を削り、「第二十三條を「第二十三條第一項」に、「前條第一項」を「第三十四條第一項」に改め、「処分がの下に「前條の」を加え、「又は都道府県知事が第七十九條第二項第四号の許可の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするときを削る。

第三十六條第一項中「第二十三條、第二十四條若しくは第二十六條第一項の許可又は」を削り、「するときは」をするとき又は第二十三條第一項、第二十四條若しくは第二十六條第一項の規定による許可に關し第七十五條の規定による処分をしようとするときは」に、「前條第一項を第三十四條の二に改め、同項後段及び同條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。

第三十八條中「第二十三條又は」を「第二十三條第一項又は」に改める。

第四十條第一項中「第二十三條を」第二十三條

第一項に改め、同條第二項を削る。

第四十一條中「第二十三條を」第二十三條第一項に改める。

第五十三條第一項中「なつた」を「なり、又は困難となるおそれがある」に改め、「者の下に」(以下この款において「水利使用者」という。)を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に關して必要な情報の提供に努めなければならない。

第五十三條第二項中「行なう」を「行う」に、「当事者を」水利使用者に改め、同條第三項中「当事者を」水利使用者に、「行なわなければ」を「行わなければならない」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二章第三節第四款中第五十二條の次に次の一条を加える。

(渇水時における水利使用の特例)

第五十三條の二 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第二十三條第一項及び第二十四條の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなつた場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

3 河川管理者は、前項の規定による届け出があつた場合又は第一項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。

第六十二條中「第十六條の二第一項を」第十六條の四第一項に、「市町村長を」市町村に改める。

第六十三條に次の二項を加える。

5 都府県が行う河川の管理により、当該都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担した当該管理に要する費用の一部を、当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

6 都府県は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該利益を受ける都府県に協議しなければならない。

第六十四條第二項中「行なう」を「行う」に改め、「若しくは第六十二條を削り、「統括する」を「統括する」に改め、同條に次の一項を加える。

3 都道府県が行う河川の管理に要する費用のうち、第六十二條の規定により国が負担すべき費用又は前條第五項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、当該都道府県に対して支出しなければならない。

第六十五條中「関係都府県知事」を「関係都府県」に改める。

第六十五條の二の見出し中「市町村長を」市町村長等に改め、同條第一項中「第十六條の二第一項を」第十六條の四第一項に、「市町村長が」を「市町村長又は市町村が」に改め、「市町村の下に」又は当該市町村を加え、同條第三項中「第六十三條第四項の下に」及び第六項を加える。

第六十七條中「河川工事」の下に「又は河川の維持」を加える。

第七十一條中「及び前條第一項を」前條第一項及び第七十五條第九項に改める。

第七十二條中「又は第七十條の二第一項を」第七十條の二第一項又は第七十五條第九項に、「統括する都道府県を」統括する都道府県、都道府県が負担させるものにあつては当該都道府県に改める。

第七十三條中「規則を」條例に改める。

第七十四條第一項中「規則を」條例に、「統括する」を「統括する」に改める。

第七十五條第一項中「規則を」條例に、「(附し)」を「付し」に改め、「(除却)」の下に「(第二十四條の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)」を加え、同項第一号中「工作物を譲り受けた」を「工作物除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。若しくは土地を譲り受けた」に、「工作物等を使用する」を「工作物若しくは土地を使用する」に改め、同項第二号中「附した」を「付した」に改め、同條第三項中「規則を」條例に改め、同條第三項中、その者の負担において「を削り、同條に次の七項を加える。

4 河川管理者は、前項の規定により工作物を除却し、又は除却させたときは、当該工作物を保管しなければならない。

5 河川管理者は、前項の規定により工作物を保管したときは、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該工作物を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

6 河川管理者は、第四項の規定により保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物を売却し、その売却した代金を保管することができ。

7 河川管理者は、前項の規定による工作物の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物を廃棄することができる。

8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第三項から第六項までに規定する工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。を返還することができないときは、当該工作物の所有権は、建設大臣が保管する工作物にあつては国、都道府県知事が保管する工作物にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、都道府県が保管する工作物にあつては当該都道府県に帰属する。

第七十六條第一項中「第二十三條を」第二十三條第一項に改める。

第七十七條第二項中「第二十七條まで」の下に「第二十九條の二第一項を加え、規則を」條例に改める。

第七十八條第一項中「規則を」條例に、「行なうを」行うに改める。

第七十九條第二項を削る。

第五章の章名中「及び都道府県河川審議会」を削る。

第八十三條及び第八十四條を削り、第八十五條を第八十三條とし、同條の次に次の章名及び二條を加える。

第五章の二 水系委員会

(水系委員会の設置)

第八十四條 建設省に、一級河川に係る水系ごとに、水系委員会を置く。

2 都道府県に、二級河川に係る水系ごとに、水系委員会を置く。

(所掌事務)

第八十五條 水系委員会は、この法律によりその

権限に属せられた事項を調査審議するほか、河川管理者の諮問に應じ、当該水系に係る河川の管理に関する重要事項を調査審議する。

2 水系委員会は、前項に規定する事項について河川管理者又は関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

第八十六條を次のように改める。

(組織)

第八十六條 水系委員会の委員は、河川、環境、生物、地理、都市計画、農業水利等について学識経験を有する者及び関係地方公共団体の長のうちから、河川管理者が任命する。

2 第八十一條第三項及び第四項の規定は水系委員会の委員について、第八十二條の規定は水系委員会の委員長について準用する。

第五章の二中第八十六條の次に次の四條を加える。

(関係地方公共団体の長の意見の聴取)

第八十六條の二 水系委員会は、第八十六條第三項(同条第八項及び第十六條の二第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。及び第三十四條の二の規定に係る所掌事務を処理するときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

(公聴会の開催等)

第八十六條の三 水系委員会は、第十六條第三項の規定に係る所掌事務を処理するときは、公聴会を開催しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、水系委員会は、その所掌事務を処理するに当たり必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(会議の公開等)

第八十六條の四 水系委員会の会議は、公開とする。

2 水系委員会は、會議録を作成し、會議に用い

られた資料とともに、これを公表しなければならない。

(政令又は條例への委任)

第八十六條の五 この章に定めるもののほか、水系委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、建設省に置かれるものにあつては政令で、都道府県に置かれるものにあつては当該都道府県の條例で定める。

第九十條第一項中「規則を」條例に、「附する」を付するに改める。

第九十五條中「第四十七條第一項の下に」第五十三條の二第一項を加える。

第九十條第一項中「建設大臣」とあるのは「都道府県知事」とを削る。

第九十條第一号及び第九十五條第四号中「第二十三條を」第二十三條第一項に改める。

第九十九條中「規則を」條例に改める。

附 則

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行前にこの法律による改正前の河川法(以下この項において「旧法」という。の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。又はこの法律の施行の際現に旧法の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この法律による改正後の河川法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に

関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十七号の二を次のように改める。

二十七の二 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の定めるところにより、二級河川を指定し、その管理を行うこと。

別表第二第二号中「二十五の二十八を」二十五の二十九とし、「二十五の二十七を」二十五の二十八とし、「二十五の二十八を」二十五の二十七とし、「二十五の二十五の次に次のように加える。

二十五の二十六 河川法の定めるところにより、二級河川について河川工事又は河川の維持を行い、及び準用河川を指定し、その管理を行うこと。

別表第三第一号(百一)を次のように改める。

(百一) 河川法の定めるところにより、指定区間内の一級河川についてその管理の一部を行うこと。

別表第四第二号(四十五)を次のように改める。

(四十五) 河川法の定めるところにより、指定区間内の一級河川について河川工事又は河川の維持を行うこと。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第四條 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三條、第二十四條及び第二十五條中「第二十三條を」第二十三條第一項に改める。

(電気事業法の一部改正)

第五條 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項及び第三十三條中「第二十三條を」第二十三條第一項に改める。

「第二十三條第一項に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第六條 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項中「第三十六條第三項を「第三十六條第二項」に改め、「都道府県知事」の下に「及び都道府県」を加える。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

第七條 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第二項第六号中「第五條第八項を「第五條第八項」に改める。

(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正)

第八條 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第七條第七項中「工事業基本計画」を「水系管理基本方針及び同法第十六條の二第一項(同法第百條において準用する場合を含む。)に規定する水系管理計画」に改める。

理 由

二級河川の管理を都道府県知事の機関委任事務から都道府県の団体委任事務にするとともに、水系ごとに、長期的な管理の方針である水系管理基本方針と具体的な管理の計画である水系管理計画を定めることとし、これらの策定その他河川管理の重要事項について、水系ごとに設けられる水系委員会が、関係地方公共団体の長及び関係住民の意見を汲み上げつつ調査審議を行うこととするほか、異常渇水時の水利調整等を円滑化するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約六億二千三百万円の見込みである。

河川法の一部を改正する法律案(石井紘基君外三名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、河川が豊かな自然と水循環の下で多様な生物の生命をはぐくむ母胎であることにかんがみ、流域の自然的、社会的、文化的特性に応じた水系ごとに河川の整備、適正な利用、周辺環境の保全との調和がなされるよう総合的に施策を推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 河川法の目的に「多様な河川環境を健全な状態に保全して将来の世代に引き継ぐこと」を加え、原則に「河川環境への負荷を最小限にとどめる義務を加える」とする。

2 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県が行うこととする。

3 建設省に一級水系に係る水系委員会を、都道府県に二級水系に係る水系委員会を、それぞれ水系ごとに設けることとする。

(一) 水系委員会は、次の事項を審議することとする。

- (1) 水系管理基本方針、水系管理計画の策定・変更
- (2) 水利権の許可の基準の策定・変更
- (3) 特定水利使用に係る水利権の許可
- (4) 水利使用合理化指針の策定・変更
- (5) その他当該水系に係る河川の管理に關し重要な事項

(二) 河川審議会は、水系委員会が扱う事項以外につき審議することとし、都道府県河川審議会は、廃止することとする。

4 河川管理者は、案を公告・縦覧し、水系委員会の意見を聴き、水系ごとに、長期的な管理の方針である水系管理基本方針及び具体的な管理の計画である水系管理計画を定めることとする。

(一) 水系管理基本方針については、少なくとも、十年ごとに見直しを行う。

(二) 水系管理計画については、五年ごとに定める。

5 河川管理者は、水利権の許可の基準の策定及び変更、特定水利使用に係る水利権の許可に当たっては、あらかじめ、水系委員会の意見を聴かなければならないこととする。

6 水利使用者は、取水量を計測し、これを河川管理者に対して報告しなければならないこととする。

7 河川管理者は、水利使用の合理化を図るため、用途ごとに水利使用合理化指針を定めなければならないこととする。

8 異常渇水時における円滑な水利使用の調整を図るため、水利使用者は早い段階から協議に努め、また、河川管理者は必要な情報提供に努めるとともに、水利使用者相互間の水の融通に係る手続の簡素化を図ることとする。

9 河川管理者は、河川の水位、流量等河川に関する記録及びその管理するダム貯水量、放流量等ダムに関する記録を作成し、これを公表しなければならないこととする。

10 水質事故処理等の河川の維持について、原因者に行わせ、又はその費用を負担させることができることとする。

11 不法係留船舶等の排除を促進するため、河川管理者が不法係留船舶等の売却、廃棄、売却代金の保管等を行うことができることとする。

12 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の否決理由
本案は、河川が豊かな自然と水循環の下で多様な生物の生命をはぐくむ母胎であることにかんがみ、流域の自然的、社会的、文化的特性に応じた水系ごとに河川の整備、適正な利用、周辺環境の保全との調和がなされるよう総合的に施策を推進しようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約六億二千三百万円の見込みである。

四 国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見の要旨
国会法第五十七條の三の規定に基づき、内閣を代表して亀井建設大臣より「政府としては、反対である」旨の意見が述べられた。

平成九年五月九日
建設委員長 市川 雄一
衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

河川法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成九年三月四日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

河川法の一部を改正する法律

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二條・第五十三條」を「第五十二條・第五十三條の二」に改める。

第一條中「及び」を削り、「維持される」を「維持され、及び河川環境の整備と保全がされる」に改める。

第三條第二項中「床止め」の下に、「樹林帯(堤防又はダム貯水池に沿って設置された建設省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。)」を加える。

第六條第一項第三号中「含む」の下に「第三項において同じ。」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項中「又は高規格堤防特別区域」を、「高規格堤防特別区域

又は樹林帯区域に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 河川管理者は、第一項第一号の区域のうち、その管理する樹林帯(堤外の土地にあるものを除く。)の敷地である土地の区域(以下単に「樹林帯区域」という。)については、その区域を指定しなければならない。

第六条に次の一項を加える。

6 河川管理者は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の規定に基づき保安林として指定された森林、同法第三十条の規定に基づき保安林予定森林として告示された森林、同法第四十一条の規定に基づき保安施設地区として指定された土地又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定に基づき保安施設地区に予定された土地として告示された土地につき樹林帯区域の指定又はその変更をしようとするときは、農林水産大臣(同法第四十条第一項の規定により委任された都道府県知事が同法第二十五条の規定に基づき指定した保安林又は同法第二十九条の規定に基づき通知した保安林予定森林については、当該都道府県知事)に協議しなければならない。

第十六条の見出しを「(河川整備基本方針)に改め、同条第一項中「の実施を」と及び「河川の維持(次条において「河川の整備」という。)」に改め、「なるべき」の下に「方針に関する」を加え、「工事実施基本計画」を「河川整備基本方針」に改め、同条第二項中「工事実施基本計画」を「河川整備基本方針」に、「並びに水資源の利用の現況及び開発を」と「水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況に」、「準則に従い」と「と」により「に」改め、同条第三項を削り、同条第四項中「工事実施基本計画」を「河川整備基本方針」に、「きかなければ」と「聴かなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の三項を加える。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統

括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたとときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更に

ついて準用する。

第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に關し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めたとき

は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

第十八条の見出し中「施行」を「施行等」に改め、同条中「損傷した」を「損傷し、若しくは汚損した」に改め、「生じた河川工事」の下に「又は河川の維持を加え、」施行させる」を「行わせる」に改める。

第二十條中「第十六條の二第一項」を「第十六條の三第一項」に改める。

第二十六條に次の二項を加える。

4 第一項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設(樹林帯を除く。)を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域(次項及び次条第三項において「特定樹林帯区域」という。)内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。

5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第二十七條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 樹林帯区域内の土地においては、第一項の規定にかかわらず、次の各号(特定樹林帯区域内の土地にあつては、第二号及び第三号)に掲げる行為については、同項の許可を要しない。

一 工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋戻すもの

二 竹木の栽植
三 通常の管理行為で政令で定めるもの

第五十三條第一項中「となつた」となり、又は困難となるおそれがある」に改め、「者の下に(以下この款において「水利使用者」という。))を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に關し必要な情報の提供に努めなければならない。

第五十三條第二項中「行なう」を「行う」に、「当事者」を「水利使用者」に改め、同条第三項中「当事者」を「水利使用者」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五十三條の次に次の一条を加える。

(渇水時における水利使用の特例)

第五十三條の二 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第二十三條及び第二十四條の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなつた場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

3 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第一項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。

第五十四條第一項中「河川管理施設の下に」(樹林帯を除く。第三項において同じ。))を加え、同条第三項中「河川区域」の下に「(樹林帯区域を除く。))」を加える。
第六十二條及び第六十五條の二第一項中「第十六條の二第一項」を「第十六條の三第一項」に改める。

第六十七條中「河川工事」の下に「又は河川の維持を加える。」

第七十一條中「及び前條第一項を」と、前條第一項及び第七十五條第九項に改める。

第七十二條中「又は第七十條の第二項」を「第七十條の第二項又は第七十五條第九項に、「統轄する」を「統括する」に改める。

第七十五條第一項中「附し」を「付し」に改め、「除却」の下に「(第二十四條の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)」を加え、同項第一号中「工作物を譲り受けた」を「工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。若しくは土地を譲り受けた)に、「工作物等を使用する」を「工作物若しくは土地を使用する」に改め、同項第二号中「附した」を「付した」に改め、同條第三項中「その者の負担において」を削り、同條に次の七項を加える。

4 河川管理者は、前項の規定により工作物を除却し、又は除却させたときは、当該工作物を保管しなければならない。

5 河川管理者は、前項の規定により工作物を保管したときは、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該工作物を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

6 河川管理者は、第四項の規定により保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物を売却し、その売却した代金を保管することができ。

7 河川管理者は、前項の規定による工作物の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物を廃棄することができる。

8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第三項から第六項までに規定する工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物の所有者等は、建設大臣が保管する工作物にあつては国、都道府県知事が保管する工作物にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県に帰属する。

第七十九條第二項第一号中「工事実施基本計画」を「河川整備基本方針又は河川整備計画」に改め、「定め」の下に「又は変更し」を加え、同項第三号中「第十六條の二第一項」を「第十六條の三第一項」に改める。

第九十五條中「第四十七條第一項」の下に「第五十三條の二第一項」を加える。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(河川整備基本方針及び河川整備計画に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日以後この法律による改正後の河川法(以下「新法」という。)第十六條第一項の規定に基づき当該河川について河川整備基本方針が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現にこの法律による改正前

の河川法(以下「旧法」という。)第十六條第一項の規定に基づき当該河川について定められていた工事実施基本計画の一部を、政令で定めるところにより、新法第十六條第一項の規定に基づき当該河川について定められた河川整備基本方針とみなす。

2 この法律の施行の日以後新法第十六條の二第一項の規定に基づき当該河川の区間について河川整備計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現に旧法第十六條第一項の規定に基づき当該河川について定められていた工事実施基本計画の一部を、政令で定めるところにより、新法第十六條の二第一項の規定に基づき当該河川の区間について定められた河川整備計画とみなす。

(不動産登記法の一部改正)
第三条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第九十條第一項後段中「高規格堤防特別区域内」の下に、同條第三項ノ樹林帯区域内、同法第二十六條第四項ノ特定樹林帯区域内を加え、同條第二項及び第三項中「高規格堤防特別区域内」の下に、樹林帯区域内、特定樹林帯区域内を加える。

(地方税法の一部改正)
第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條第十五項中「同條第三項」を「同條第四項」に改める。

(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正)
第五条 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第七條第七項中「第十六條第一項」を「第十六條の二第一項」に、「工事実施基本計画」を「河川整備計画」に改める。

理 由
環境に配慮し、地域の現状に応じた河川の整備を推進するため、河川の総合的管理の内容の一つとして「河川環境の整備と保全」を位置付けるとともに、河川の整備に關し、長期的な整備の方針である河川整備基本方針と具体的な整備の計画である河川整備計画を定め、後者について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させるための手続を導入することとするほか、異常洪水時における水利調整の協議及び水利使用者相互間の水の融通を円滑化するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、環境に配慮し、地域の現状に応じた河川の整備を推進するため、河川の総合的管理の内容の一つとして「河川環境の整備と保全」を位置付けるとし、河川整備に關し、地域住民等の意見を反映した河川整備計画制度を導入するとともに、異常洪水時における円滑な水利使用の調整等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 河川法の目的に「河川環境の整備と保全」を加えることとする。
2 現行の工事実施基本計画に替えて、長期的な整備の方針である河川整備基本方針と具体的な整備の計画である河川整備計画を定めることとし、後者について地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させるための手続を導入する等の改正を行うこととする。

3 異常洪水時における円滑な水利使用の調整を図るため、水利使用者は早い段階から協議に努め、また、河川管理者は必要な情報提供に努めるとともに、水利使用者相互間の水の融通に係る手続の簡素化を図ることとする。

